

## ○モータースポーツマルチフィールド沖縄条例施行規則

(令和3年3月31日規則第22号)

改正 令和4年3月31日規則第11号 一年一月一日規則第一号

(趣旨)

第1条 この規則は、モータースポーツマルチフィールド沖縄条例(令和2年沖縄市条例第27号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 条例第5条に掲げる利用時間において、ガソリン・ディーゼル等を燃料とするエンジンを搭載する車両にて行われるモータースポーツ競技での利用については、9時から12時まで及び13時から16時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がフィールドの管理運営上必要があると認めるときは、前項の利用時間を変更することができる。

(利用の申請等)

第3条 条例第7条第1項の規定により利用の許可を受けようとする者は、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可申請書(様式第1号)を指定管理者に提出しなければならない。

2 条例第7条第2項に規定する許可の条件は、次のとおりとする。

(1) 自動車等は、マフラーから出るエンジン音を100デシベル以下にすること。

(2) ドリフト競技を行うときは、自動車等の同時走行台数を5台以下とすること。

3 第1項の規定による利用の許可の申請は、利用の日の3月前から行うことができる。ただし、指定管理者が認めるときは、この限りでない。

4 フィールドを利用しようとする者は、指定管理者が必要があると認めるときは、誓約書(様式第2号)を指定管理者に提出しなければならない。

5 指定管理者は、第1項の規定による申請書を受理し、利用を許可したときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可書(様式第3号。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更)

第4条 利用者が、当該利用許可を受けた事項を変更しようとするときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可変更申請書(様式第4号)に前条の利用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請に対し、変更を適当と認めるときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用変更許可書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。

(利用許可の取消し等)

第5条 指定管理者は、条例第8条第1項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止をしたときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可(取消・制限・中止)通知書(様式第6号)を利用者に交付するものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、口頭によることができる。

2 利用者は、利用開始前にフィールドを利用しないこととなったときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用取りやめ届(様式第7号)に利用許可書又は前条第2項に規定する利用変更許可書を添えて、指定管理者に提出しなければ

ならない。

(利用券)

第6条 指定管理者は、フィールドを共用利用しようとする者については、当該利用料金の納入と引換えに利用券を発行するものとする。

2 前項の規定による利用券の発行を受けた者は、第3条の利用許可を受けたものとみなす。

3 第3条第4項の規定は、第1項の場合において準用する。

(附属設備利用料金)

第7条 条例別表第2項の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(利用料金の減免)

第8条 条例第7条の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第4条の規定による申請と同時にモータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金減免申請書(様式第8号)を指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 条例第7条の規定による指定管理者が定める減免事項は、市長が必要と認めた場合とし、減免額の算定基準は、市長及び指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、第1項の申請に対し、利用料金の減額又は免除の承認をしたときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金減免承認通知書(様式第9号)を申請者に交付するものとする。

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定により、利用料金の還付を受けようとする者は、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金還付申請書(様式第10号)を「113」に提出し、承認を受けなければならない。

2 条例第13条ただし書の規定による指定管理者が定める還付事項及び還付額の算定基準は、次のとおりとする。

(1) 天災その他利用者の責めに帰すことのできない事情により、利用できなかった場合 指定管理者が定める額

(2) 指定管理者が特別な理由があると認めた場合 指定管理者が定める額

3 指定管理者は、第1項の申請に対し利用料金の還付を承認したときは、モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金還付通知書(様式第11号)を申請者に交付するものとする。

(遵守事項)

第10条 利用者及び入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 火災、盗難の予防等に留意し、利用に係る施設の秩序を維持すること。

(2) フィールドを不潔にしないこと。

(3) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品又は動物(盲導犬等を除く。)を持ち込まないこと。

(4) その他指定管理者の指示に従うこと。

(施設等を損壊又は滅失した際の届出)

第11条 利用者及び入場者は、フィールドの施設又は附属設備若しくは備品等を損壊し、又は滅失したときは、損壊・滅失届(様式第12号)を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、指定管理者が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日(令和3年4月29日)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するための手続その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

## 附 則(令和4年3月31日規則第11号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則(一年一月一日規則第一号)

この〇〇は、公布の日から施行する。

## 別表(第6条関係)

品名	単位	使用料
トランスポンダー	1個	1,000円
レーシングシミュレーター	15分	500円
カート	10分あたり	4,500円

## 様式第1号(第3条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可申請書

[別紙参照]

## 様式第2号(第3条関係)

誓約書

[別紙参照]

## 様式第3号(第3条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可書

[別紙参照]

## 様式第4号(第4条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可変更申請書

[別紙参照]

## 様式第5号(第4条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用変更許可書

[別紙参照]

## 様式第6号(第5条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用許可(取消・制限・中止)通知書

[別紙参照]

## 様式第7号(第5条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用取りやめ届

[別紙参照]

様式第8号(第8条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金減免申請書

[別紙参照]

様式第9号(第8条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金減免承認通知書

[別紙参照]

様式第10号(第9条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金還付申請書

[別紙参照]

様式第11号(第9条関係)

モータースポーツマルチフィールド沖縄利用料金還付通知書

[別紙参照]

様式第12号(第11条関係)

損壊・滅失届

[別紙参照]